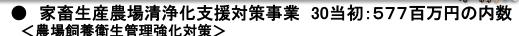
家畜衛生対策に活用可能な事業

【牛、豚、鳥】飼養衛生管理の向上に取り組みたい



飼養衛生管理の向上のため、民間獣医師等による衛生指導を受けるための取組 を助成します。 「補助率:定額、1/2以内事業実施主体:民間団体」

● 強い農業づくり交付金 30当初:202百万円の内数

導入家畜頭の隔離又はオールアウト等による空舎期間の確保のために一時的に 利用する共同利用畜舎の整備等地域の家畜衛生水準向上のための共同利用畜舎 の整備を支援します。 「補助率: 1/2以内 事業実施主体:農業者団体等

【牛、豚】慢性疾病の清浄化・発生予防に取り組みたい

● 消費・安全対策交付金 30当初:2,038百万円の内数 地域の実情に即した疾病予防マニュアルを作成し、当該マニュアルに則した講習会、

衛生検査、農場でのモデル的な取組等を支援します。(PED(豚流行性下痢)、サルモネラ症等) 「補助率:定額 事業実施主体:民間団体 〕

● 家畜生産農場清浄化支援対策事業 30当初:577百万円の内数 <牛疾病対策>

牛のヨーネ病、EBL(地方病性牛白血病)、BVD-MD(牛ウイルス性下痢・粘膜病)に対する検査及びリスク牛のとう汰、ワクチン接種(BVD-MD)、吸血昆虫の駆除対策(EBL)等を支援します。

<豚疾病対策>

豚のオーエスキー病の清浄性を維持・確認するため、清浄地域における抗体検査等を支援します。

<地域慢性疾病対策>

地域で課題となっている慢性疾病の清浄化に向け、関係者一体となった取組を推進するため、農場カルテや地域カルテの作成等を支援します。

<疾病流行防止対策>

【牛、豚、鳥】

口蹄疫や鳥インフルエンザが発生した場合

● 家畜伝染病予防費負担金

移動制限や搬出制限による出荷遅延等による売り上げの減少 額等に相当する額を負担します。 支援対象者:家畜の飼養者

30当初:2.008百万円の内数

● **患畜処理手当等交付金 30当初:1,223百万円** 家畜伝染病の蔓延防止のためにと殺された家畜等に対する手 当金やその死体等の焼埋却に要した費用の全部又は一部を交付します。 「交付率:10/10、1/2 支援対象者:家畜の飼養者

● 家畜防疫互助基金支援事業【ALIC事業】 30当初:2,016百万円の内数

生産者が自ら積み立てを行い、発生時に、経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みを支援します。

〔 補助率:定額、1/2以内 支援対象者:基金加入者

▶ 家畜疾病経営維持資金【融資】

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払等畜 産経営の再開、維持に必要な低利資金を融通します。

(貸付対象者)

経営再開資金:鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の処分等により経営の

停止等の影響を受けた者 経営継続資金:鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限 等により経営継続が困難となった者

経営維持資金:鳥インフルエンザの発生により、深刻な経済的影響を受けた者

● 農林漁業セーフティネット資金【融資】

法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)による経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金を融通します。